

塩化ジデシルジメチルアンモニウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年9月1日～令和3年9月30日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>承認農薬の成分数だけで1,842種、添加物(829種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品で380種、飼料で100種)、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するに留まっている。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,842に設定して基準を厳しくしたADIと、推定摂取量の比較をすべき。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>今回、厚生労働省より、本成分について、ADIの設定ではなく、現行のリスク管理の妥当性について評価要請を受け、評価を行ったものです。</p> <p>その現行のリスク管理の妥当性の評価にあたっては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行いました。</p> <p>具体的には、EFSA及びEPAによるADIの設定は、食品安全委員会の評価と同等に扱うことが可能であると判断し、本成分の現行のリスク管理における推定摂取量が、これらADIの値を超えないことから現行のリスク管理は妥当と判断し、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)や JMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>動物用医薬品の承認及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に</p>

	情報提供いたします。
--	------------

※頂いたものをそのまま掲載しています。